

令和4年8月2日（火）

【照会先】

労働基準局賃金課

課長 佐藤 俊

課長補佐 尾崎 拓洋

（代表電話）03（5253）1111（内線 5596）

（直通電話）03（3502）6757

報道関係者 各位

## 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について

～ 目安はAランク 31円、Bランク 31円、Cランク 30円、Dランク 30円 ～

本日開催された第64回中央最低賃金審議会（会長：藤村博之法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられましたので、公表いたします。

### 【答申のポイント】

（ランク<sub>注</sub>ごとの目安）

各都道府県の引上げ額の目安については、**Aランク 31円、Bランク 31円、Cランク 30円、Dランク 30円**。

注. 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA B C Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。現在、Aランクで6都府県、Bランクで11府県、Cランクで14道県、Dランクで16県となっている。（参考参照）

### （参考）各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

この答申は、今年の6月28日に開催された第63回中央最低賃金審議会で、厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、同日に「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置し、5回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会にお示しするものです。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合の全国加重平均の上昇額は 31 円（昨年度は 28 円）となり、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。また、上げ率に換算すると 3.3%（昨年度は 3.1%）となっています。

別 添 令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

別紙 1 令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解・参考資料

別紙 2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

参考 1 最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要

参考 2 目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

参考 3 地域別最低賃金の全国加重平均と上げ率の推移

参考 4 令和 3 年度地域別最低賃金額

参考 5 中央最低賃金審議会委員名簿

参考 6 目安に関する小委員会委員名簿